

野田市立山崎小学校PTA 会則

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、野田市立山崎小学校PTA (以下、本会という) と称する。

第2条 (事務局) 本会は、事務局を野田市立山崎小学校 (以下、本校という) 内に置く。

第3条 (目的) 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の安全確保および豊かな体験機会の提供に寄与し、本校教育の支援と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (基本原則) 本会は、民主的に運営される団体とし、次のことを遵守する。

- (1) 教育の中立性を確保するため、特定の宗教や特定の政党に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とする行為や、いかなる営利的企業を支持することをしない。
- (2) 本会、または役員の名で行使の選挙の候補者を推薦しない。
- (3) 本会は、自主独立のものであって、他の統制、干渉を受けない。
- (4) 本会は、学校の運営や人事に干渉しない。
- (5) 本会は、役員や委員などへの就任はすべて会員の自由意志によるものとし、会員に一律の役割分担を強制しない。

第2章 活動

第5条 (活動) 本会は第3条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 登校時の旗振りや地域パトロール等、児童の安全に寄与する活動
- (2) 児童に様々な体験を提供する行事の企画・実施
- (3) その他、目的達成に必要と認められる活動 (いずれも会員の負担にならない範囲で行う)

第3章 会員

第6条 (会員) 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者
- (2) 本校に勤務する教職員

第7条 (入会) 本会への入会は完全に任意とし、いかなる強制も行わない。

第8条 (退会) 会員は、退会を希望する場合、いつでも自由に退会できる。

第4章 役員

第9条 (役員) 本会に、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名（保護者）
- (2) 副会長 2名（保護者）
- (3) 会計 3名（保護者および教頭）
- (4) 事務局 3名（保護者および教務、事務局長は教務とする）

第10条（役員定数）各役職の定数は第9条のとおりとするが、会長は必要に応じてこれらの定数を増減できるものとする。

第11条（役員選出）本部役員は、会員の推薦および立候補、または選考委員会によって選出し、総会の承認を得る。

第12条（役員任期）本部役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。任期途中で本部役員が欠けた場合の補充役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

第13条（役割）本部役員は各役職はもっぱら次のことを行う。

- (1) 会長は、会を代表し会の運営を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故や支障がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計業務を担当し、入出金の管理、会計記録の作成、予算および決算の処理を行う。
- (4) 事務局は、会務全般の処理および運営を行う。また、本会の記録を整理し、庶務を担当する。

第14条（顧問の委嘱と役割）本会は、必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は常任委員会の了承を得て、会長が委嘱する。顧問は、会長の求めに応じて助言を行うことができる。ただし、会議に出席して意見を述べることはできるが、議決には加わらないものとする。

第5章 組織および機関

第15条（機関）本会は、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 役員会

第16条（総会）総会は、会員全員で構成する本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。定期総会は毎年年度初めに1回開催し、活動報告と決算の承認、活動計画と予算の承認、ならびに役員の承認と本会運営上の重要事項を審議、決定する。会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第17条（総会の成立）総会は、出席者および委任状による者をあわせた会員の過半数の出席により成立する。

第18条（議事の決定）総会の議案は、出席者および委任状による者の過半数の賛成によって決定する。

第19条（常任委員会）常任委員会は、本部役員と学校長、また、専門委員会や専門部が設置されている場合には各委員長と各部長で構成し、会長は随時招聘する。

第20条（常任委員会の職務）常任委員会は次のことを行う。

- (1) 総会により委任された事項の審議および執行
- (2) 本会の目的に応じた活動の立案、遂行および報告
- (3) 会則および細則の改正に関する審議
- (4) その他、緊急事項の処理

第21条（役員会）役員会は、本部役員で構成され、会長が必要に応じて招集する。本会の活動計画の立案や会務の執行について協議し、日常の運営にあたる。

第22条（学校長の関与）学校長は、学校の運営責任者として、本会の各種会議に出席し、意見を述べ、助言または諮問に応じることができる。ただし、議決には加わらないものとする。

第6章 委員会

第23条（委員会）本会は常設の専門委員会および専門部を置かない。ただし、特定の活動目的のために必要がある場合は、臨時の委員会を設置することができる。

第24条（委員会の設置）臨時の委員会を設置するときは、常任委員会で承認する。

第25条（委員会の活動報告）委員会を設置した場合、その委員会の活動を常任委員会に報告する。

第7章 会計

第26条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条（会計監査）会計年度終了後、本会会計の監査を実施し、定期総会において監査結果を報告する。

第28条（会計監査員）会計監査員の選出方法の決定ならびに選出は常任委員会で行い、1月末日までに2名を決定する。

第29条（会計監査員の制限）次の者は会計監査員に就くことができない。

- (1) 現役本部役員およびその家族
- (2) 会長歴任者
- (3) 会計歴任者

第8章 広報

第30条（広報）本会は、必要に応じて広報誌を発行することができる。また、PTAホームページ等による情報発信も広報活動に含まれるものとする。広報誌の発行は任意とし、定期的な発行義務は負わない。

第9章 会費

第31条（会費）本会会費は、会員世帯年額3,000円とする。

第32条（会費の納入）本会会費は、毎年初回の学校徴収金とともに年額分を一括納入する。

第33条（年度途中の入会）年度の途中で入会する場合は、入会した月を起算として年度末までの残月数に応じ、月割（1ヶ月あたり250円）で計算した金額を一括で納入する。

第34条（年度途中の退会）年度の途中で退会する場合であっても、既に納入された会費は返金しない。

第10章 法令遵守および個人情報保護

第35条（法令遵守）本会は、関係法令および社会的規範を遵守し、適正かつ健全な運営を行う。

第36条（個人情報の保護）本会は、会員および児童に関する個人情報を適正に取り扱い、その保護に努める。個人情報は、本会の目的以外には使用せず、必要な範囲に限り収集、管理、利用する。

第11章 細則の制定および運用

第37条（細則の制定および改廃）本会の運営に必要な細則は、会則に反しない範囲で、常任委員会の議決を経て定めるものとする。常任委員会が細則を制定または改廃した場合は、その内容を次期総会に報告しなければならない。

第38条（細則の解釈）細則の解釈に疑義が生じたときは、常任委員会がその解釈を決定する。

第39条（細則の施行期日）細則は、常任委員会が定めた日から施行する。

第12章 会則の改正

第40条（会則の改正）本会の会則を改正するには、常任委員会の審議を経たうえで、総会において出席者および委任状による者の過半数の賛成を得なければならない。

附則

1. 本会則は、平成2年4月1日に制定され、令和3年、令和6年に改正された履歴を有する。
2. 本会則は、令和7年4月26日の定期総会において承認され、同日より施行する。
3. 本会則は、令和8年4月24日の定期総会において承認され、同日より施行する。